破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２４３０号
小牧市大字小牧原新田415番地１　ラヴィーニア102号
破産者　小林恵美子（旧姓中平）
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４号
栃木県足利市利保町１丁目56番地５　グリーンハウスＤ102
破産者　中島　克典
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１３号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1968番地　上之手ハウス106号
破産者　外山　　玲
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１４号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1968番地　上之手ハウス106号
破産者　外山ひとみ
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４８０号
埼玉県川口市芝高木２丁目６番18号　フラワーコーポ101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝３丁目23番５号
破産者　星野　　剛
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
川崎市川崎区四谷上町15番22号　早川方
破産者　塩田　真弘
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
川崎市中原区丸子通２丁目674番地　パレスセビリア203
破産者　工藤　文男
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
川崎市幸区南幸町２丁目21番地７　　ウィステリア西口302
破産者　高橋　　豊
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番２―206号
破産者　安藤　茂勝
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
富山県高岡市四屋566番地１　千成ハイツ907号
破産者　松本　真紀
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
富山県高岡市四屋566番地１　千成ハイツ907号
破産者　松本　幸司
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７号
静岡市駿河区中原785番地の１　大里マンション201号、開始決定時の住所静岡市駿河区中原784番地の３　大里マンション201号
破産者　岡谷　吉郎
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８号
静岡市駿河区中原921番地の１　ヴィラ石川101号、開始決定時の住所静岡市駿河区中原784番地の３
破産者　岡谷　吉人
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字四ツ塚22番地２　ワンピース202、従前の住所愛知県小牧市篠岡１丁目19番地12
破産者　足立　憲昭
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２５号
名古屋市名東区代万町２丁目40番地の３
破産者　徳田　祐一
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０９９号
大阪府寝屋川市香里新町22―３　ＳＵＮミネマツ907号室、住民票上の住所大阪府枚方市磯島北町38番７号
破産者　渡部　修弘
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６４号
大阪府寝屋川市国松町23―１　奥野マンション205号室、開始決定時大阪府寝屋川市緑町22番18号
破産者　山根　崇寿
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６７号
大阪府吹田市千里丘下15番41号、申立時の住所大阪府吹田市千里丘中34番Ｂ―318号
破産者　中華料理店敦煌こと　本荘　俊介
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部